○四国地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年四国地方整備局告示第十九号松山広域都市計画道路事業七・七・四号松山駅北高架側道西線

三　事業施行期間　自平成二十一年二月二十五日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年四国地方整備局告示第二十号松山広域都市計画道路事業七・七・五号松山駅南高架側道西線

三　事業施行期間　自平成二十一年二月二十五日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月九日

九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
みやま市高田町徳島字渡里二八一番一から柳川市大和町中島字町南側九五二番一まで	前	一五・〇一～一三三・四八メートル	〇・三九三キロメートル
	後	一五・〇一～四二・七二メートル	〇・三九三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	みやま市高田町徳島字渡里二一六番二から柳川市大和町中島字町南側九六八番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十日

○九州地方整備局告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百八号	みやま市高田町徳島字渡里二一六番二から柳川市大和町中島字町南側九六八番一まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成三十年三月十日

○九州地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　筑後中央広域都市計画下水道事業矢部川流域下水道（名称変更前の平成十年建設省告示第四十号筑後都市計画、八女都市計画、黒木都市計画、広川都市計画及び瀬高都市計画下水道事業矢部川流域下水道）

三　事業施行期間　自平成十年一月十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日南市北郷町郷之原字中鶴甲八六二番一から同市大字東弁分字中村乙一六九番一まで	前	最大　一二五・〇〇メートル 最小　一二・六五メートル	七・四九四キロメートル
	後	最大　一三〇・五〇メートル 最小　一二・六五メートル	七・四九四キロメートル

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所